

# 忘れていませんか？ 扶養の手続き

被保険者のご家族が扶養に入ると、ご家族についてもパナソニック健保の保険給付を受けることができます。しかし扶養に入り続けるためには、認定基準を常に満たしていることが必要です。就職などの環境変化も多いこの季節、健保の被扶養者の認定基準について確認してみましょう。

## 被扶養者の認定基準

### 1 被保険者との続柄が三親等内の親族であること

(ただし、配偶者、子、孫および実の兄弟姉妹・父母・祖父母・曾祖父母以外は同居していることが必須)

### 2 被扶養者の収入が一定の基準未満であること

(税法上の収入範囲・対象期間とは異なります)

被扶養者の収入基準(収入の種類によって月額、日額、年間で判断します。)

収入の種類	パート・アルバイト・年金収入	失業給付・傷病手当金	自営業収入
60歳未満	月額108,334円未満	日額3,612円未満	年収130万円未満
60歳以上	月額150,000円未満	日額5,000円未満	年収180万円未満

### 3 主として被保険者の収入によって生活していること

(被保険者とその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていること)

1~3  
すべてに  
該当することが  
必要だよ!



## 扶養に入るよくあるケース

- 子どもが生まれた
- 配偶者が退職した
- 配偶者の収入が減った など



## 扶養から外れるよくあるケース

- 被扶養者が…
- 就職した
  - パート・アルバイト収入が基準額を超えた
  - 失業給付を受給開始した
  - 結婚した など

**!** 扶養から外れる事由が発生した後もご家族が引き続き健康保険証を使用した場合は、**事由発生日にさかのぼって医療費や給付金をパナソニック健保に返還していただきます。**

扶養に入る・外れる場合は事由発生から**5日以内**の届出が必要です。

## 扶養に関するよくある質問

### ケース1 被扶養者 学生 4/1より就職

Q 春から就職しましたが、就職先から保険証はすぐに発行できないと言われました。新しい保険証が届くまでパナソニック健保の保険証を使っても大丈夫でしょうか？

A 就職日(試用期間を含む)からお勤め先の健康保険の被保険者となりますので、パナソニック健保の保険証は使えません。

#### 必要な手続き

- ①健康保険被扶養者異動届  
②健康保険証の提出

### ケース2 被扶養者 30歳 無職

Q 退職後に配偶者の扶養に入り、もうすぐ失業給付をもらい始めます。何か手続きは必要ですか？

A 失業給付の日額が3,612円を超えている場合、受給期間中は扶養から外れることになります。

#### 必要な手続き

- ①健康保険被扶養者異動届  
②健康保険証の提出  
+  
国民健康保険への  
加入手続き

### ケース3 被扶養者 55歳 パート勤務

Q 一時的に月収が11万円を超える時期がありますが年間で見ると130万円以内におさめています。扶養に入ったままで大丈夫でしょうか？

A 直近3ヵ月の平均月収が108,334円を超えた場合には、扶養から外れることになります。

#### 必要な手続き

- ①健康保険被扶養者異動届  
②健康保険証の提出  
+  
国民健康保険・  
あるいはパート勤務先の  
健康保険への加入手続き

①健康保険被扶養者異動届はパナソニック健保HPからダウンロードできます!

#### ホームページ

>もっと知りたい『健康保険』のこと  
>各種届出・申請用紙一覧

#### ①、②の提出先

[現役従業員の方]  
お勤め先の人事担当部署(健康保険担当部署)

[退職者(任意継続・特例退職被保険者)の方]  
パナソニック健保 保険業務部 退職者適用係

2016年10月から!

あわせて注意! 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用範囲拡大

下記①~⑤すべての条件に該当する方は勤務先の健康保険の被保険者となり、パナソニック健保の扶養から外れることになります。

①週の所定労働時間が20時間以上

④学生でない

②雇用期間が1年以上見込まれる

⑤従業員が501人以上、あるいは500人以下で  
労使合意がなされた企業に勤めている

③賃金の月額が8.8万円以上